



DIOCESE OF HIROSHIMA

ALEXIS MITSURU SHIRAHAMA
DEI ET APOSTOLICAE SEDIS GRATIA EPISCOPUS HIROSHIMAENSIS

BISHOP'S OFFICE
4-42 NOBORI-CHO
NAKA-KU HIROSHIMA
〒730-0016 JAPAN

PROT.N.

2021年5月28日

広島教区の皆様

とくに広島県と岡山県の皆様へ

広島教区 司教
アレキシオ 白浜 満

広島県と岡山県の「緊急事態宣言」の延長を受けて
(広島県と岡山県のすべての教会における非公開ミサの期間延長について)

+主の平和

コロナ禍の中で、五月も終わりを迎えようとしていますが、お変わりなくお過ごしでしょうか。本日、広島県と岡山県に発令中の「緊急事態宣言」が6月20日(日)まで延長されるという情報が入りました。

ミサに参加できない日々が続いており、皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、地方自治体と共に感染防止に歩調を合わせて行くため、教区の新型コロナウイルスの感染防止対策の方針に基づいて、広島県と岡山県内のすべての教会において、現在、非公開とされているミサの期間を6月20日(日)まで延長してくださるようお願いいたします。

なお、ミサ以外の教会活動への対応につきましては、各小教区の判断にお委ねしたいと思います。

また、これまでと同じように修道院の聖堂におけるミサについては、管轄区域の小教区の主任司祭と修道院の責任者との協議の上で、今後の対応を検討して下さるようお願いいたします。

そして、広島県と岡山県を除く広島教区内の他の県(山口県、島根県、鳥取県)につきましては、これまでの通り、地域の感染状況を把握しながら、各小教区の判断に基づいて、公開ミサの中止等の措置をお願いいたします。その場合、広島教区本部事務局への連絡をお願いいたします。

引き続き聖母マリアと聖ヨセフの取り次ぎを願いつつ、皆様と一緒にこの大きな困難を乗り越えて行くため、神様の特別なご加護をお祈りいたします。

以上

+ Alexis Mitsuru Shirahama